

境港市建設工事最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事及び公園・道路植栽等管理業務委託に係る競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるにあたり、境港市契約規則（平成22年境港市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事をいう。
- (2) 公園・道路植栽等管理業務 植え込み、高木・中木・低木の剪定等の樹木管理業務及び
- (3) 除草業務をいう。
- (4) 直接工事費 工事目的物を造るために直接必要となる経費で、材料費、労務費、直接経費等をいう。
- (5) 共通仮設費 工事の施工にあたり、直接工事費を除く運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等をいう。
- (6) 現場管理費 工事の施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要となる経費で、直接工事費及び共通仮設費に係る経費を除く経費をいう。
- (7) 一般管理費 工事の施工にあたる受注者の継続的運営に必要となる経費で、役員報酬、本支店の従業員給与手当及び事務用品費、通信交通費等をいう。
- (8) 価格決定権者 境港市事務専決及び代決規程（昭和45年境港市訓令第2号）第6条の規定により当該建設工事の予定価格を決定する権限を有する者をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格は、境港市が発注する建設工事のうち、競争入札に付するものについて適用する。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、予定価格の算定基礎となった設計金額のうち、次の表の区分により算出し合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

区分		最低制限価格の算定式
土木系	土木一式	(直接工事費×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)
	管(機械)・電気工事・公園植栽管理業務等	(直接工事費×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費×8/10+一般管理費×5.5/10)
建築系	建築一式	(直接工事費相当額 ^{※1} ×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費相当額 ^{※2} ×8/10+一般管理費×5.5/10)
	管(機械)・電気工事等	(直接工事費相当額 ^{※1} ×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費相当額 ^{※2} ×8.5/10+一般管理費×5.5/10)

※1 直接工事費相当額＝直接工事費－（直接工事費×0.1）

※2 現場管理費相当額＝現場管理費＋（直接工事費×0.1）

2 前項の規定により算定した最低制限価格が、入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を

切り捨てた額)とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たなかった場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

- 3 市長は、前2項の規定により最低制限価格を設定することが困難であると認めるときは、これらの規定によらないで工事の予定価格の3分の2以上でかつ、予定価格の10分の9.2以下において最低制限価格を設定することができる。

(最低制限価格の記載)

第5条 価格決定権者は、前条の規定に基づき最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格調書(様式第1号から様式第4号)を作成し、当該工事に係る予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、最低制限価格を設定しようとするときは、次の事項を当該競争入札に係る通知書又は公告等に明示するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されている旨

(2) 最低制限価格を下回った価格をもって申込みをした入札者は、失格とする旨

(落札者の決定)

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回った価格での申込みがあったときには、入札執行者は、当該入札者が失格である旨を宣言し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした入札者のうち、最低の価格をもって申込みをした入札者を落札者とするものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 第4条の規定に基づき設定された最低制限価格は、入札の実施後公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年2月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお従前

の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

最低制限価格調書

工 事 名 :

価格決定権者職氏名 :

経 費 区 分	設 計 金 額	算定割合	算 定 額
直 接 工 事 費		10／10	
共 通 仮 設 費		10／10	
現 場 管 理 費		9／10	
一 般 管 理 費		5.5／10	
算 定 額 の 合 計 額 : A			

区 分	金 額
入札書比較価格 B	円
Bの10分の9.2 C	円
Bの3分の2 D	円
最低制限価格（税抜き） E	円
最低制限価格（税込み） F	円

注1) 最低制限価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注2) A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注3) Eは、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。

注4) Fは、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。

注5) 予定価格調書の「最低制限価格」の下段の欄はEの額を記載し、上段の欄はFの額を記載する。

最低制限価格調書

工 事 名 :

価格決定権者職氏名 :

経 費 区 分	設 計 金 額	算定割合	算 定 額
直 接 工 事 費		10／10	
共 通 仮 設 費		10／10	
現 場 管 理 費		8／10	
一 般 管 理 費		5.5／10	
算 定 額 の 合 計 額 : A			

区 分	金 額
入札書比較価格 B	円
Bの10分の9.2 C	円
Bの3分の2 D	円
最低制限価格(税抜き) E	円
最低制限価格(税込み) F	円

注1) 最低制限価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注2) A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注3) Eは、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。

注4) Fは、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。

注5) 予定価格調書の「最低制限価格」の下段の欄はEの額を記載し、上段の欄はFの額を記載する。

最低制限価格調書

工事名：

価格決定権者職氏名：

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接工事費相当額		10／10	
共通仮設費		10／10	
現場管理費相当額		8／10	
一般管理費		5.5／10	
算定額の合計額：A			

区 分	金 額
入札書比較価格 B	円
Bの10分の9.2 C	円
Bの3分の2 D	円
最低制限価格（税抜き） E	円
最低制限価格（税込み） F	円

注1） 直接工事費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額を直接工事費から差し引いて得た額とし、現場管理費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額と現場管理費の合計額。

注2） 最低制限価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注3） A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注4） Eは、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。

注5） Fは、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。

注6） 予定価格調書の「最低制限価格」の下段の欄はEの額を記載し、上段の欄はFの額を記載する。

最低制限価格調書

工 事 名 :

価格決定権者職氏名 :

経 費 区 分	設 計 金 額	算定割合	算 定 額
直接工事費相当額		10／10	
共通仮設費		10／10	
現場管理費相当額		8.5／10	
一般管理費		5.5／10	
算 定 額 の 合 計 額 : A			

区 分	金 額
入札書比較価格 B	円
Bの10分の9.2 C	円
Bの3分の2 D	円
最低制限価格(税抜き) E	円
最低制限価格(税込み) F	円

注1) 直接工事費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額を直接工事費から差し引いて得た額とし、現場管理費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額と現場管理費の合計額。

注2) 最低制限価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注3) A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注4) Eは、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。

注5) Fは、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。

注6) 予定価格調書の「最低制限価格」の下段の欄はEの額を記載し、上段の欄はFの額を記載する。